

ふじみ野市こどもの未来を育む条例

【 逐条解説 】



ふじみ野市 PR 大使「ふじみん」

令和4年(2022年)4月

ふじみ野市

こども・元気健康部 子育て支援課

目 次

はじめに	1
条例の概要	2
条例の構成	5
前文	6
第1章 総則	9
第2章 こどもの権利及び役割	16
第3章 市の責務	18
第4章 保護者及び地域住民等の役割	20
第5章 こどもにやさしいまちの推進	
第1節 こどもの権利擁護に関する取組	27
第2節 こどもの体力向上に関する取組	36
第6章 施策の推進	40
附則	42
資料 ふじみ野市こどもの未来を育む条例	43

はじめに

ふじみ野市では、こどもの未来を育むことを目的に、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整え、推進していくための条例を制定しました。

こどもたちが直面する問題を解決することができるこどもにやさしいまちを実現し、こどもの未来を育てていくためには、市等の行政機関だけでなく、家庭や学校をはじめとした地域社会全体での取組が重要となります。

本条例の理念を市全体に行き渡らせ、浸透させていくことにより、一人ひとりの意識が変革し、やがてオールふじみ野でこどもを育むための^{いしずえ}礎が築かれていくものと確信しています。

この逐条解説では、本条例の意義を周知し、その適正な運用を図るため、各条文の趣旨、用語の解説等について記載しています。

ふじみ野市に関わる全ての方が、本条例についての理解を深め、こどもの未来を育むために努めていただきますようお願いいたします。



ご理解とご協力をよろしく願いたします

条例の概要

○ 条例制定の背景

現在、こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、児童虐待、有害情報の氾濫等、様々な要因によって日々変化していますが、特にこどもの権利に関するものとして、児童虐待が深刻な状況となっています。厚生労働省の調査によると、全国の児童相談所が相談対応した児童虐待件数は、30年連続で増加を続け、令和2年度には過去最多の20万5,029件に及んでいます。本市においても児童相談の件数は年々増加しており、令和2年度の総相談件数737件のうち、約4分の1に当たる180件が虐待相談となっています。児童虐待事例に限られるものではありませんが、こどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。

また、近年、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少していることにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下している状況にあります。令和元年度に実施されたスポーツ庁の調査では、特に小学生男子の体力合計点が平成20年度の調査開始以降、過去最低の数値となっています。本市においても小学生女子を除き、体力の低下が見受けられ、国全体でこどもの体力の低下が深刻な問題となっています。本市ではこれまでもこどもの健やかな成長を支えるための施策を推進してきましたが、こどもの権利擁護と体力向上に向けた取組を、より一層推進していくことが求められています。

○ 条例の特徴

本市では、「こどもの権利を守ること」と「こどもの体力向上を図ること」を、こどもの豊かな成長を育む両輪になるものと考え、本条例の2本柱に据えています。

また、本条例には、貧困、安全なまち、こどもの体力、食育等、SDGsの理念に沿った規定を設けています。例えば、本文中では一人ひとりのこどもと誠実に向き合い、その思いに寄り添っていくという意味合いで「一人ひとりのこども」という文言を繰り返して規定している箇所があり、「誰ひとり取り残さない」というSDGsのテーマに沿うように配慮しています。このような内容を踏まえ、本条例の名称についても、こどもたちにとって可能性に満ち溢れた、より良い未来を残していきたいという思いを込めて、「こどもの未来を育む条例」としています。

○ 条例制定の経過

令和元年12月から、こども・元気健康部長を筆頭に関係課長15名で構成される庁内検討委員会において、条例策定に向けた検討を組織横断的に進めるとともに、令和2年10月に設置した策定委員会において、外部委員11名が条例案についての調査・審議を重ねました。

また、本条例の策定に当たっては、条例の主役であるこどもたちの思いや声を取り入れられるよう、アンケート調査やヒアリング調査を実施しました。こどもたちから非常に多くの意見をもらうことができ、特徴的であった「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」といった意見については、前文中に規定すると

ともに、本文中においても保護者や地域住民の役割として、自らが子どもたちの模範となるよう努めることを規定しています。

さらに、広く市民全体の意見が取り入れられるよう、条例原案についてのパブリック・コメントを実施しました。

【条例制定までの主な取組】

時期	取組内容
令和元年10月	ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)庁内検討委員会設置 (~令和4年3月 全6回実施)
令和2年1月	こどもに対するアンケート調査の実施 (~令和2年2月 対象:市内小・中・高校の児童及び生徒826人)
令和2年4月	ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会設置条例制定
令和2年10月	ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会設置 (~令和4年3月 全7回実施)
令和2年12月	こどもに対するヒアリング調査の実施 (対象:市内小学校2校及び中学校2校)
令和3年12月	条例原案についてパブリック・コメントの実施 (~令和4年1月 6人8件)
令和4年3月	令和4年第1回ふじみ野市議会定例会へ条例案の上程 ふじみ野市こどもの未来を育む条例制定
令和4年4月	ふじみ野市こどもの未来を育む条例施行

条例の構成

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 こどもの権利及び役割(第4条・第5条)

第3章 市の責務(第6条)

第4章 保護者及び地域住民等の役割(第7条—第11条)

第5章 こどもにやさしいまちの推進

第1節 こどもの権利擁護に関する取組(第12条—第17条)

第2節 こどもの体力向上に関する取組(第18条—第20条)

第6章 施策の推進(第21条)

附則

本条例は、前文と6つの章(全21条)で構成しています。

「こどもの未来を育む」という目的を第1章及び第2章に規定し、その目的達成のために、「こどもにやさしいまちを実現する」という手段を第3章以下において規定する構成内容になっています。

前 文

こどもは、一人ひとりが掛けがえのない存在です。こどもは、多くの人々との関わりの中で様々な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を思いやる心を育んでいきます。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は日々変化しており、全国的にはこどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。また、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少したことにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下し続けており、国全体で深刻な問題となっています。これらのことは、本市においても例外ではありません。

こどもの権利を守ることと体力の向上を図ることは、こどもの未来を育む上で欠かせないものであると考えています。そして、こどもが地域のぬくもりの中で、安全に安心して、遊び、学び、集い、夢と希望を抱きながら、生き生きと成長していくことは、私たち大人、そしてふじみ野市全体の願いです。

一方、本市のこどもたちは、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」と願っています。

私たちは、こどもと誠実に向き合いながら、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援し、こどもが直面する問題を解決できるよう、こどもにやさしいまちを実現していかなければなりません。

ここに、ふじみ野市のこどもたちの未来を育むため、条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例制定に当たっての考え方や市の決意を明確にし、強調するために設けたものであり、個別の条文解釈の指針になるものとして規定しています。

【解釈・運用】

前文は6つの段落からなり、条例の基本的な考え方やこどもをはじめ、ふじみ野市に関わる全ての人へ向けたメッセージとして示しています。

また、少しでも多くの人に本条例の内容が理解され、協力していただけるように、前文については、「です・ます」調を用いて、読みやすくなるように表現しています。

- 第1段落では、こどもは、一人ひとりが掛けがえのない大切な存在であり、多くの人々との関わりの中で成長していくものであることを示しています。

こどもは、家庭はもちろんのこと、学校等を含めた地域社会の中で、周囲の環境と関わりながら、多くの人々に見守られ、支えられることにより、成長していくことができます。

- 第2段落では、条例制定の背景となる事実について示しています。

現在、こどもにとって大切な権利が脅かされ、また、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少したことにより体力が低下し続けているという状況にあります。本市では、このような状況を早急に解決すべき課題として強く認識しています。

- 第3段落では、大人、ふじみ野市全体の願いについて示しています。

本条例では、「こどもの権利を守ること」と「こどもの体力の向上を図ること」を

取り組むべき2本の柱としながら、こどもが地域のぬくもりの中で、様々な経験を重ねながら生き生きと成長していけるようにとの、大人、ふじみ野市全体の願いが込められています。

- 第4段落では、こどもたちの願いについて示しています。

こどもに対して実施したアンケート調査やヒアリング調査において特徴的であった意見として、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」というものがありました。道路でのごみのポイ捨て、あいさつをしても返事をしてくれない、話を聴いてくれない等、こどもは普段から大人が思っている以上に大人のことをよく観察しています。集団や社会のルールを守る態度等、善悪の判断力、自然や美しいものに感動する心等といった面においては、成長の発達段階であるがゆえに周囲からの影響も受けやすい状態にあります。大人自身がこどもに対して与える影響を自覚し、こどもにとって一番の手本となれるように胸を張って生きる姿を示していく必要があります。

- 第5段落では、大人の決意について示しています。

大人は、前文中第4段落におけるこどもたちの願いをしっかりと受け止めて、こどもと誠実に向き合い、その思いに寄り添いながら、こどもにやさしいまちを実現していかなければなりません。

- 第6段落では、前文の内容を踏まえて、ふじみ野市のこどもたちの未来を育むために本条例を定めることについて宣言しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こどもにやさしいまちの基本となる理念及びその具体化の方向性について定め、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整えることにより、こどもの未来を育むことを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を規定しています。

【解釈・運用】

本条例の目的は「こどもの未来を育む」ことにあります。この目的を達成するために、本市では、オールふじみ野でこどもと子育て家庭を支援する体制を整え、こどもにやさしいまちを推進していきます。

○ 「オールふじみ野」とは、ふじみ野市全体を意味するもので、より強い団結力と地域の力として愛着が感じられるように用いた表現です。

○ 「こどもの未来を育む」とは、今のこどもたちの権利をしっかりと守っていくことにより、こどもたちにとって可能性に満ち溢れた未来を育んでいくという意味で用いています。このため、今のこどもたちを蔑ろにするものではありません。本条例には、今のこどもたちの未来と、未来のこどもたちの未来を育んでいくという思いが込められています。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための知識及び経験が得られるよう、こども及び子育て家庭への支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。
- (5) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(前2号に掲げる者を除く。)又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

(7) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(8) 地域住民等 前3号に掲げる者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語の意義を規定しています。

【解釈・運用】

- 第1号では、「こどもにやさしいまち」の意義を明らかにしています。

「こどもにやさしいまち」とは、ユニセフ(国際連合児童基金)が1996年に提唱したもので、条約に規定される権利がこどもに保障され、こどもが育つための支援やこどもを育てていくに当たっての支援に、社会全体で取り組んでいくという考え方を表したものです。

本市では、こどもが直面する問題を解決することができるよう、オールふじみ野の力を結集して、こどもにやさしいまちを実現していきます。

- 第2号では、「市」の意義を明らかにしています。

本条例の推進に当たっては、市が先頭に立って推進していく立場にあり、また、こどもの育みを総合的に支援する観点から組織横断的に対応する必要があります。このため、「市」とは、普通地方公共団体である「ふじみ野市」全体を指し、市長部局の他、教育委員会等の執行機関をいうものとしています。

なお、「市」の定義では執行機関を列挙していますが、例えば、「市長」には市長個人のみならず、その補助機関である職員も当然に含まれることになります。

- 第3号では、「こども」の意義を明らかにしています。

「こども」の定義は、児童の権利に関する条約や児童福祉法において18歳未満の者とされていますが、18歳は高校3年生の年齢であり、実際には親の保護を受けていることが多いこと等から、こどもの権利を実質的に保障するために、本条例においては「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と定義しています。

また、本条例はこどもが主役となる条例であるため、こども自身が親しみを感じられるよう、ひらがなで「こども」と表記しています（ただし、固有名称として「子」の漢字を使っているものを除きます。）。

- 第4号では、「保護者」の意義を明らかにしています。

「保護者」とは、親や里親等の親としてこどもを養育する者をいいます。

なお、「その他親に代わりこどもを養育する者」には、例えば、親自身が未婚の未成年者であり、親権を行使できない場合に、子どもを養育している祖父母等が該当します。

- 第5号では、「地域住民」の意義を明らかにしています。

「市内で活動する団体」には、自治会、子ども会、老人会、PTA連合会等が該当します。

- 第6号では、「育ち学ぶ施設」の意義を明らかにしています。

「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設」には、保育所、児童厚生施

設(児童センター)、児童養護施設、知的障害児施設等が該当します。

「学校教育法第1条に規定する学校」には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校等が該当します。

「こどもが育ち、学ぶために通学し、通園し、通所し、又は入所する施設」には、子育て支援センター、認可外保育施設、放課後児童クラブ、図書館、体育館等が該当します。

「その他これらに類する施設」には、認可外保育施設、地域子育て支援拠点施設、放課後児童健全育成事業施設、学習塾、スポーツ少年団といった、市内にあるこどもが育ち学ぶためのあらゆる施設が該当します。

- 第7号では、「事業者」の意義を明らかにしています。

「事業者」とは、法人格の有無にかかわらず、市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

「その他の団体」には、設立登記前の会社、法人格を有していない自治会、政党要件を満たさない政治団体、マンションの管理組合、サークル等が該当します。

- 第8号では、「地域住民等」の意義を明らかにしています。

「前3号に規定するもの」とは、「地域住民」(第5号)、「育ち学ぶ施設」(第6号)及び「事業者」(第7号)の3者を指しています。

(基本理念)

第3条 こどもにやさしいまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること。
- (4) 一人ひとりのこどもの豊かな成長を促進するため、体力の向上を図ること。

【趣旨】

本条は、本条例の基本理念を規定しています。

【解釈・運用】

- 「こどもの最善の利益」とは、児童の権利に関する条約第3条に規定されている用語です。こどもに関係のあることを決める際に、大人が自分たちの都合や社会常識等により、「こうした方がこどものためである」と勝手に決めるのではなく、こどもの意見も尊重しながら、こどもの立場に立って、こどもにとって最も良いことは何かを考えることをいいます。こども一人ひとりの「最善の利益」は異なるものの、そのこども自身の持っている力を限りなく引き出し、社会的に自立した大人へと成長・発達し、自信を持って生きていけるように、こどもの周囲の大人たちが理解し、話し合うことが重要となります。

なお、こどもにとって最も良いこととは、必ずしもこども自身が望むこととは限らず、長期的な視点も含めて、そのこどもがより良く育つために最も役立つことをいいます。

- こどもの養育及び発達に対する第一義的な責任を有する保護者が、親として育つことを社会全体で支援していくことが重要です。こどもだけではなく、大人も不安や問題を抱えている時は誰かに相談する等、解決へ向けた努力をし、その経験を通して成長します。このように、こどもとともに保護者が育ち合う関係を大切にし、情報提供等の支援を、市、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が協力して行っていく必要があります。また、各主体が互いに相談及び連携しやすい環境をつくっていくことも重要となります。

第2章 こどもの権利及び役割

(こどもの権利)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約に基づくこどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

【趣旨】

本条は、権利の主体としてこどもに大切な権利が保障されていることを規定しています。

【解釈・運用】

こどもの権利は、こどもが生まれながらに持っているものであり、誰かに与えられたり、何かの義務を果たしたりしなければ行使できないというものではありません。

本条例では、児童の権利に関する条約で規定されているこどもにとって大切な権利について、大きく4つの権利に分類したものを「こどもの権利」として規定しています。

4つの権利の内容は次のとおりです。

「生きる権利」とは、全てのこどもの命が守られることをいいます。

「育つ権利」とは、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援等を受け、友達と遊んだりすることをいいます。

「守られる権利」とは、暴力や搾取、有害な労働等から守られることをいいます。

「参加する権利」とは、自由に意見を表したり、団体を作ったりできることをいいます。

(こどもの役割)

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。
- (2) 豊かな人間性及び社会性を身に付けるため、自ら様々な体験をすること。

【趣旨】

本条は、こどもの役割を規定しています。

【解釈・運用】

「こどもの役割」とは、権利に対応する義務といった意味ではなく、地域社会の一員として、こどもに大切にしてほしいことをいいます。なお、こどもの権利に対応する義務としては、大人がこどもを育む義務がこれに当たります。

- 第1号では、他者の権利を尊重することについて示しています。

こどもは、自分の権利を知り、その権利を大切にすることを通して、他者もまた同じ権利を持っていることを知るようになります。そして、こどもが権利を行使する際には、自分の権利が尊重されるのと同じように、他者の権利を尊重することが重要であることを学び、自覚する必要があります。

- 第2号では、様々な体験をすることについて示しています。

豊かな人間性及び社会性を身に付けるためには、自ら様々なことに挑戦し、その体験を通して豊かな心を育てていくことが大切です。

第3章 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならぬ。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、こどもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び地域住民等が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び地域住民等の理解を深めるため、必要な措置を講ずること。

【趣旨】

本条は、市が先頭に立って本条例を推進していく立場にあることから、その責務をしっかりと果たしていくために、市の責務を規定しています。

【解釈・運用】

- 第1号では、市は、こどもの権利を保障していくための施策の実施に当たって、国、県、近隣市町村等の地方公共団体や関係機関と連携協力する責務があることを示しています。

「関係機関」とは、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、医療機関等をいいます。

市の責務に基づく施策については、第4章及び第5章において掲げています。

- 第2号では、市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が、互いに協力し、それぞれの責務等を果たすことができるよう、総合調整役として、必要な支援をしなければならぬことを示しています。
- 第3号では、本条例の周知及び啓発について示しています。

本条例はこどもが主役の条例ですが、ふじみ野市全体でこどもたちを支えていくという意味においては、周りの大人の果たす役割や責任が非常に大きなものとなっています。そして、こどもと子育て家庭をふじみ野市全体で支援するという共通の認識を醸成するためには、市の広報・啓発活動が欠かせません。このため、市は、ふじみ野市に関わる全ての人に本条例の理解を深めてもらうため、市の広報紙や公式ホームページ、報道機関を通じた記事等の掲載の他、条例の目的や内容のポイントをわかりやすく記載した副読本の作成・配付、さらには、本条例をテーマとしたシンポジウムの実施等、様々な媒体を活用した広報・啓発活動を行います。

第4章 保護者及び地域住民等の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが重要であることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもに愛情と関心を持つとともに、こどもとのふれあいを大切にし、こどもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。
- (3) こどもに様々な体験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支えること。

【趣旨】

本条は、こどもや子育て家庭の支援に関し、保護者に求められる役割について規定しています。

【解釈・運用】

家庭は教育および保育の原点であり、保護者は子育てについての第一義的な責任を有しています。家庭や保護者のあり方は、心身の成長や人格形成等、こどもの育ちに大きな影響を与えるとともに、家庭はこどもにとって育ちの基盤となる居場所となります。また、こどもは、家庭において保護者の愛情を受けながら、自分が守られ、大

切にされているという安心感や自己肯定感を育てていくことができます。

こどもに実施したアンケート調査やヒアリング調査では、こどもは年齢が上がるにつれて、親と話をする時間が減少したり、一緒に夕食を食べる機会が減少したり、自己肯定感が低下する等といった傾向が見られます。この背景としては、核家族化や共働き家庭の増加に加え、こども自身も習い事で忙しく、家族で過ごす時間が減少してきていることが考えられます。このため、こどもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地良い居場所となるよう、また、こどもが心身ともに豊かに成長でき、自己肯定感が育まれるような家庭環境をつくっていくことが求められます。

また、本市のこどもに実施したアンケート調査やヒアリング調査では、大人に対して「手本を見せてほしい」「社会のルールを守るなど大人自身きちんとしてほしい」といった回答も多くありました。最も身近な手本として、保護者がこどもに模範を示しているように努めていく必要があります。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声掛け、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、こどもが健やかに成長し、安全に生活することができる地域づくりを行うこと。

- (2) こどもの考え及び行動に関心及び理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。
- (3) 地域における取組において、こどもが多様な世代又はこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を設けること。
- (4) 保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

【趣旨】

本条は、こどもや子育て家庭の支援に関し、地域住民に求められる役割について規定しています。

【解釈・運用】

こどもが豊かな人間性や社会性を育む場として、家庭の他に、集団生活や学習等の活動を通じて生きる力を身に付けることができる学校等の役割が重要となりますが、こどもは将来を担う社会の宝として、地域住民の担う役割も重要となります。

こどもは生まれ育った地域社会、地域の人々から、様々な影響を受けて成長します。地域の大人が、地域や社会のルールをしっかりとこどもに教え、大人自身がルールを守る態度を示していくことが重要であり、地域の人々が互いに思いやり、人権を大切にしながら地域の絆を深め、こどもをしっかりと見守っていく必要があります。

本市のこどもに実施したアンケート調査やヒアリング調査では、地域の人々が登下校時に交通安全の見守りをしてくれたり、声掛けをしてくれたりすることによって、こど

もたちは地域の見守りを身近に感じていることが分かりました。その一方で、こどもたちは大人に対して、「手本を見せてほしい」「社会のルールを守るなど大人自身きちんとしてほしい」といった回答も多くありました。

大人自身、地域社会がこどもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識した上で、こどもと積極的に関わり、こどもの手本として温かく見守っていくことが必要となります。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設は、集団の中での遊び及び学習を通して、こどもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 育ち学ぶ施設におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもに関する課題に早期に気づき、必要な支援を行うこと。
- (2) こどもの年齢及び発達段階に応じ、こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

【趣旨】

本条は、こどもの育ちや学びに大きな関わりを持つ育ち学ぶ施設の役割を規定し

ています。

【解釈・運用】

育ち学ぶ施設は、家庭と並んでこどもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、こどもが育ち、学ぶための重要な役割を担っています。施設関係者は、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識するとともに、こどもが主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援を行う必要があります。

また、育ち学ぶ施設においては、こどもと施設関係者との信頼関係がとても重要であり、どんな小さな悩みであっても、こどもが悩んでいるときには相談にのり、対話や声掛け等、施設関係者から積極的に行動することが求められます。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自らの活動がこどもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが安全に生活することができる地域づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、こどもの安全を確保すること。
- (2) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

【趣旨】

本条は、こどもや子育て家庭の支援に関し、事業者に求められる役割について規定しています。

【解釈・運用】

事業者は、様々な場面でこどもと関わっていることから、その事業の実施に当たっては、こどもの安全を確保していくことが求められます。

また、近年、核家族化や働き方の多様化とともに、女性の社会進出や共働き家庭が増加している中、子育て中の保護者を雇用する立場である事業者が、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から、結婚・出産した女性が働き続けることができる制度を整備することや、そのような制度を利用しやすい職場風土づくりを推進する等、仕事と子育ての両立を支援していくことが重要となります。これらの支援が子育て家庭の安心感の醸成につながり、子育て環境に大きな影響を与えることとなります。したがって、事業者には、事業所で働く保護者が安心してこどもを生育することができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と子育ての両立可能な働きやすい職場環境の整備を行うことが求められます。

さらに、事業者は、仕事と子育てを両立する働き方に対する従業員の意識の向上が図られるように働きかけていくことが求められます。

(共通の役割)

第11条 保護者及び地域住民等は、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市が実施することも及び子育て家庭への支援に関する施策に協力すること。
- (2) 相互に協力し、こどもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進すること。
- (3) こどもが第5条に掲げる役割を果たすことができるよう必要な取組を行うこと。

【趣旨】

本条は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者に共通する役割を規定しています。

【解釈・運用】

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者には、共通する役割として、互いに連携し、及び協働してこどもにやさしいまちづくりを行うよう努めていくことが求められます。

第5章 こどもにやさしいまちの推進

第1節 こどもの権利擁護に関する取組

(こどもの意見表明及び社会参加への支援)

第12条 市、保護者及び地域住民等は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、及び支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、意見表明及び社会参加がこどもの人格形成において非常に重要なものであることから、こどもの主体的な活動を奨励し、支援することを規定しています。

【解釈・運用】

本市のこどもに実施したアンケート調査やヒアリング調査では、「ふじみ野市の将来を話し合う機会があれば参加したい」という回答が多くありました。こどもにやさしいまちの実現に当たっては、その主役であるこどもの意見表明や社会参加を促進していくことが最も重要なことであり、こどもが地域への愛着を育み、成長していく上でも必要なものとなります。また、こどもが主体的に意見表明したり、社会参加したりする前提として、分かりやすい情報提供等の支援をしていくことが求められます。

もともと、こどもにとって自分の考えを表明することや社会的な活動に参加することはとても勇気がいる行為であるため、こどもが意見表明したり、社会参加したりすることによって、こどもが不当な取扱いを受けることのないように、周囲の大人が十分に注意しなければなりません。また、こどもの意見表明や社会参加は尊重されなければな

りませんが、年齢や発達に応じて適切な配慮がなされる必要があります。こどもの最善の利益を考慮した結果、こどもの表明した意見や社会的な活動への参加が受け入れられないことも考えられます。この場合には、大人が、その理由をこどもに丁寧に説明することが求められます。

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び地域住民等は、保護者が安心して子育てをすることができるように、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、子育て家庭を支援することがこどもへの支援に繋がるものであることから、子育て家庭に対して必要な支援を行うよう規定しています。

【解釈・運用】

子育て家庭の支援には、それぞれの家庭の状況に合わせたきめ細やかな対応が必要となります。気軽に相談できる体制を整えていくことや、子ども医療費の助成等、必要な支援を行っていきます。

第7条(保護者の役割)では、保護者はこどもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを規定していますが、近年、少子化、核家族化、地域のつながりや人間関係の希薄化等により、子育て家庭が孤立し、保護者が子育てに不安や負担を抱えこみやすい状況にあります。保護者が親としての役割を十分に発揮できる

よう、市及び地域住民等の社会全体でこどもと子育て家庭を支援していくことが重要です。具体的には、保健事業、子育て支援センター事業をはじめ、育ち学ぶ施設、子育て支援に関係する機関や子育てサークル、民生委員・児童委員等と子育て支援のネットワークづくりを進め、地域と行政が連携して、子育て家庭の多様なニーズにあったきめ細かな支援を行う必要があります。

※ 本条例は理念条例として定めるものであり、予算措置の直接の根拠となるものではありません。したがって、本条例により、例えば、当然に給食費の無償化が進められるものではなく、また、公共施設の使用についても公平の観点から受益者負担が原則であることから、当然に施設使用料免除等が進められるものではありません。しかしながら、こどもの未来を育むために、本条例の理念に沿って施策を推進していくことになるため、現状のサービスの維持にとどまるものではなく、今後状況に応じては拡充に向けた判断をすることもあり得るものと考えています。

(配慮を要するこどもとその家庭への支援)

第14条 市及び地域住民等は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども、配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び地域住民等は、相互に連携し、協働して、こどもが学び、健やかに育つため、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、配慮を要するこどもとその家庭への支援を規定しています。

【解釈・運用】

- 第1項では、配慮を要するこどもとその家庭に対して必要な支援を行うことを示しています。

ここで、「配慮を要するこどもとその家庭」とは、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこどもの他、外国籍のこども、経済的に困難な家庭のこども、虐待を受けたこども、非行を犯したこども等で、特別な支援が必要と判断されるこどもや家庭をいいます。

- 第2項では、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう示しています。

厚生労働省の平成30年「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率は13.5%と平成27年の同調査の貧困率13.9%よりわずかに減少しているものの、大きな変化は見られず、約7人に1人が貧困状態にあるという結果となっています。家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまうことが大きな社会問題にもなっていることから、こどもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

本市では、貧困の連鎖を断ち切り、将来を担う全てのこどもたちが夢と希望をもって成長することができる環境や体制の構築を目的に、現在「第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画)」(令和3年度～令和6年度)を策定し、取組を進めています。

(こどもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者及び地域住民等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見により、こどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等に対する取組を規定しています。

【解釈・運用】

- 虐待、いじめ、体罰等は、こどもが誰にも相談できずに苦しんでいる事例が非常に多く、また、こども同士や保護者、育ち学ぶ施設等、こどもの育ちに欠かせない基本的な人間関係の中で生じる事例も多くあります。このため、こどもやその関係者からの相談を受け、救済する体制を構築し、関係機関と協力し、こどもの権利侵害の予防及び早期発見により、その被害を受けたこどもの迅速かつ適切な救済等の支援を図る必要があります。
- いじめ、体罰及び虐待は著しい人権侵害であり、こどもの心身の成長だけではなく、場合によっては生命に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。近年では、情報通信技術の発達に伴うスマートフォンの普及もあり、インターネット上でのいじめが社会問題化している他、家庭内でこどもへの躰しつけという名のもとに行われる体罰・虐待が依然として後を絶ちません。また、夫婦間のDV等家庭内の問題がこどもへの体罰・虐待にも発展していく傾向も指摘されています。このため、いじめ等への対

応については、教育現場のみならず家庭やネット上での対応が必要な場合も多く、関係機関が緊密に連携し、地域全体で対応や支援することが不可欠となります。

市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者は、いじめ、体罰及び虐待の未然防止及び早期発見に努めるとともに、これらの事実があると思われるときには、速やかに必要な支援を行うことが求められます。

- 「関係機関」とは、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、^{ようご}人権擁護委員、医療機関等をいいます。

※ 【参考：児童虐待の防止等に関する法律】

児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待が著しい人権侵害であり、児童の心身の成長、人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、2000年（平成12年）に制定されました。同法第2条では、児童虐待として、保護者による4つの行為（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト（^{たいまん}養育の怠慢・拒否等））を規定しています。また、同法第6条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所等に通告しなければならないことが定められています。

（有害、危険な環境からの保護）

第16条 市、保護者及び地域住民等は、こどもを犯罪、交通事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境をつくとともに、こどもが自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、有害な環境や危険な環境から子どもたちを守ることを規定しています。

【解釈・運用】

近年、情報通信技術の急速な発達、特にスマートフォンの普及に伴い、全国的に、暴力や性等に関わる有害情報に子どもがさらされる機会が増加しています。インターネット上での誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}やいじめの他、個人情報の流出、さらには子どもたちが犯罪に巻き込まれ、生命の安全が脅^{おびや}かされる事例等多発しています。

また、通学路等における交通事故による子どもの被害が後を絶たない状況にあります。本市の子どもに実施したアンケート調査やヒアリング調査では、地域の人々が登下校時に交通安全の見守りをしてくれたり、声掛けをしてくれたりすることによって、子どもたちは地域の見守りを身近に感じていることが分かりました。

このため、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者には、子どもが安全に安心して暮らすことができるように、犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危険等から子どもを保護するための対策を講じる等、本条例の制定を契機に、一層その取組を活発にすることが求められます。

(相談体制)

第17条 市は、こどもが安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、こどもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民等及び関係機関と連携し、こどもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係機関の相談窓口について、周知を図るものとする。

【趣旨】

本条は、相談体制の充実を図ることを規定しています。

【解釈・運用】

- 第1項では、市は、こどもが、安心して容易に相談できるような体制を市が充実させていくことを示しています。

「充実」とは、本条例第2条第2号に規定する「こどもの最善の利益を第一に考慮すること」といった内容をもとに、市が、相談内容を問わず、こどもにとって相談しやすい環境を整えていくことをいいます。

本市のこどもに実施したアンケート調査やヒアリング調査によると、こどもたちの相談先として、保護者、友達や担任の先生等の普段よく接する身近な人が多くあげられています。また、インターネット掲示板で相談するというこどももおり、手軽に匿名で相談できる相談先も重要な相談先の一つとなっています。その一方で、全体のこどもの約2割は、悩みや不安があっても、誰にも、どこにも相談できない状況

にあります。

こどもたちにとって、相談先や相談手段の選択肢が多ければ多いほど、より自分に合った方法で相談することができるようになります。相談機関の周知やこどもたちが信頼して相談できる体制の充実を図っていく必要があります。

- 第2項では、市が、こどもからの相談内容に応じて、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者及びその他の関係機関（児童相談所、警察、民生委員・児童委員、ようご人権擁護委員、医療機関等）と連携して、こどもの救済を図るために必要な支援を行っていくことを示しています。

- 第3項では、市が、相談窓口について、こどもをはじめ、ふじみ野市に関わる全ての人に対して広く知らせていくことを示しています。

また、埼玉県では2002年（平成14年）に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」により、こどもの相談・救済機関を設置しています。学校や行政機関内にある既存の相談機関とは異なり、こどもが安心して気軽に相談し、救済を求めることができる、行政からの独立性が尊重された公的第三者機関です。本市では、埼玉県子どもの権利擁護委員会との連携を図りながら、相談窓口の周知に努めていきます。

第2節 こどもの体力向上に関する取組

(こどもの体力)

第18条 市は、こどもの体力向上を図るため、保護者及び地域住民等と連携し、こどもがスポーツ及び文化活動並びに食育をはじめとした健康な生活を営むための取組など、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市がこどもの体力向上に向けて必要な支援を講ずることを規定しています。

【解釈・運用】

- 令和元年度にスポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、特に小学生男子の体力合計点が下がっており、平成20年度の調査開始以降、過去最低の数値となっています。本市においても例外ではなく、小学生女子を除き、体力の低下が見られます(本市においては特にボール投げ、握力、走力の値が低くなっています。)
- 文部科学省の調査では、こどもの体力低下の要因には、外遊びやスポーツの重要性の軽視、外遊びやスポーツをする要素の減少、生活習慣の乱れ等、様々なものがあるとされています。このことから、こどもの体力向上に向けて、多角的な視点からアプローチをしていく必要があります。

なお、本市の福祉総合支援チームが令和2年度に実施した第2期ふじみ野市子ども未来応援プランにおけるアンケート調査によると、朝食を「ほとんど食べない」と

回答した小学5年生が2.2%、中学2年生が2.6%という結果が出ています。

(自由な外遊びの場の確保)

第19条 市は、こどもの体力の向上において、自由な外遊びが必要かつ重要であることを周知し、啓発するとともに、こどもの自由な外遊びの場として利用可能な場所を確保するため、地域住民等に協力を求めるものとする。

2 市は、自由な外遊びの場となる公共施設について、利用状況等を勘案しながら、場の確保へ向けた仕組みづくりを進めるものとする。

3 地域住民等は、自由な外遊びの必要性及び重要性を理解し、こどもが安全に安心して自由な外遊びの場を利用することができるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、こどもの自由な外遊びの重要性に鑑み、こどもにとって自由な外遊びの場を確保するために規定しています。

【解釈・運用】

こどもの体力低下が全国的なデータとして明らかにされており、本市においても県の平均を下回っている状況にあります。

令和元年度のスポーツ庁の調査結果において、こども時代の自由な外遊びがその後の体力づくりの基礎となる重要なものであるとの見解が示されており、また、本市のこどもに実施したヒアリング調査では「ボール遊びしたいが、ボール遊びができ

る身近な遊び場がない」という声が多くありました。ボール遊びをしたり、思い切り走ったりすることのできる身近で自由な外遊びの場を確保していくことが、こどもたちの体力向上のために必要かつ有効な手段となるものと考えています。特に幼児期のこどもとその子育て家庭においては、公園等が身近で自由な外遊びの場として非常に重要な位置付けにあると考えられます。

市をはじめ、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者は、自由な外遊びがこどもの体力向上を図る上で重要であることを理解するとともに、オールふじみ野でこどもを育てていくという意識のもと、自由な外遊びの場を確保していくことが求められます。

※ こどもには遊ぶ権利があり、遊び場が確保されることもこの権利の内容に含まれますが、こどもの体力向上において外遊びが非常に重要な位置付けとなることから、体力向上の手段として、あえて外遊びの場の確保を体力向上に関する取組の節に置いてクローズアップしています。

(保護者の責任ある見守り)

第20条 保護者は、遊びが自己責任を伴うものであることを認識し、こどもに遊び場の利用ルールを遵守させ、及びこどもが安全に安心して遊ぶことができるように責任をもって見守るよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、こどもが安全に安心して遊ぶことができるように、保護者が責任をもって

見守ることを規定しています。

【解釈・運用】

- こどもたちが安全に安心して遊ぶためには、保護者が遊びは自己責任を伴うものであることを認識するとともに、こどもがルールを守って、遊び場を利用するよう見守ることが必要です。

「責任をもって見守る」とは、現にこどもが適切に遊んでいるかどうかを見守るだけでなく、普段からこどもの様子に注意して適切な指導をしていくことを含みます。

なお、遊具等の欠陥については、施設管理者の責任となりますが、遊具等の欠陥以外の理由で怪我等をした場合については、利用者の自己責任となります。

- 市内の公園は、安全面や地域住民からの苦情等により、ボール遊びが禁止となった経緯があります。こどもにとって身近な外遊びの場を将来にわたって確保し続けていくためには、利用者自身が利用ルールを守ることによって、地域住民の理解を得ながら、安全に遊び場を利用していくことが必要となります。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第21条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策及びこどもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、施策の推進に当たってはこれを公表しなければならない。

2 市は、この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議（次項において「会議」という。）において定期的に状況報告をしなければならない。

3 会議は、前項の規定による報告に対する評価を市長に報告し、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の実効性を確保するために、市のこどもに関する施策を評価検証する仕組みを規定しています。

【解釈・運用】

○ こどもに関わる市の施策は、国の各府省庁に応じ、市の各部署において進められていますが、こどもを施策全体の主役として捉え、こどもの視点から施策が総合的に展開されるようにしていくことが重要となります。このような視点に立ち、総合的な

計画を策定し、見直しするための手続きが必要となります。

- 第1項では、市は、本条例に基づいたこどもに関する施策とこどもの未来に影響を及ぼす施策について、国の子ども・子育て支援法に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、公表しなければならないとしています。
- 第2項では、本条例がどのように運用されているか、施策が本条例の理念に沿って実施されているか等、市は子ども・子育て会議において、定期的に状況報告をしなければならないとしています。
- 第3項では、第2項における報告を受けた子ども・子育て会議が、市のこどもに関する施策について評価検証した結果を市長に報告し、これを公表することとしています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会条例の廃止)

2 ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会条例(令和2年ふじみ野市条例第2号)は、廃止する。

ふじみ野市こどもの未来を育む条例をここに公布する。

令和4年3月24日

埼玉県ふじみ野市長 高 畑 博

ふじみ野市条例第5号

ふじみ野市こどもの未来を育む条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利及び役割（第4条・第5条）

第3章 市の責務（第6条）

第4章 保護者及び地域住民等の役割（第7条—第11条）

第5章 こどもにやさしいまちの推進

第1節 こどもの権利擁護に関する取組（第12条—第17条）

第2節 こどもの体力向上に関する取組（第18条—第20条）

第6章 施策の推進（第21条）

附則

こどもは、一人ひとりが掛けがえのない存在です。こどもは、多くの人々との関わりの中で様々な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を思いやる心を育てていきます。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は日々変化しており、全国的にはこどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。また、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少したことにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下し続けており、国全体で深刻な問題となっています。これらのことは、本市においても例外ではありません。

こどもの権利を守ることと体力の向上を図ることは、こどもの未来を育む上で欠かせないものであると考えています。そして、こどもが地域のぬくもりの中で、安全に安心して、遊び、学び、集い、夢と希望を抱きながら、生き生きと成長していくことは、私たち大人、そしてふじみ野市全体の願いです。

一方、本市のこどもたちは、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」と願っています。

私たちは、こどもと誠実に向き合いながら、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援し、こどもが直面する問題を解決できるよう、こどもにやさしいまちを実現していかなければなりません。

ここに、ふじみ野市のこどもたちの未来を育むため、条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、こどもにやさしいまちの基本となる理念及びその具体化の方向性について定め、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整えることにより、こどもの未来を育むことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための知識及び経験が得られるよう、こども及び子育て家庭への支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。
- (5) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(前2号に掲げる者を除く。)又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域住民等 前3号に掲げる者をいう。

(基本理念)

第3条 こどもにやさしいまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること。
- (4) 一人ひとりのこどもの豊かな成長を促進するため、体力の向上を図ること。

第2章 こどもの権利及び役割

(こどもの権利)

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約に基づくこどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

(こどもの役割)

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。
- (2) 豊かな人間性及び社会性を身に付けるため、自ら様々な体験をすること。

第3章 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、こどもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び地域住民等が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び地域住民等の理解を深めるため、必要な措置を講ずること。

第4章 保護者及び地域住民等の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが重要であることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもに愛情と関心を持つとともに、こどもとのふれあいを大切にし、こどもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。
- (3) こどもに様々な体験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支えること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域がこどもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、こどもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声掛け、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、こどもが健やかに成長し、安全に生活することができる地域づくりを行うこと。

- (2) こどもの考え及び行動に関心及び理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。
- (3) 地域における取組において、こどもが多様な世代又はこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を設けること。
- (4) 保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設は、集団の中での遊び及び学習を通して、こどもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 育ち学ぶ施設におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。
- (2) こどもの年齢及び発達段階に応じ、こどもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自らの活動がこどもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、こどもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが安全に生活することができる地域づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、こどもの安全を確保すること。
- (2) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

(共通の役割)

第11条 保護者及び地域住民等は、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市が実施するこども及び子育て家庭への支援に関する施策に協力すること。
- (2) 相互に協力し、こどもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進すること。
- (3) こどもが第5条に掲げる役割を果たすことができるよう必要な取組を行うこと。

第5章 こどもにやさしいまちの推進

第1節 こどもの権利擁護に関する取組

(こどもの意見表明及び社会参加への支援)

第12条 市、保護者及び地域住民等は、こどもの意見表明及び社会参加を促進するために、こどもの主体的な活動を奨励し、及び支援を行うよう努めるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び地域住民等は、保護者が安心して子育てをすることができるように、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(配慮を要するこどもとその家庭への支援)

第14条 市及び地域住民等は、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども、配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び地域住民等は、相互に連携し、協働して、こどもが学び、健やかに育つため、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

(こどもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者及び地域住民等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見により、こどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害、危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者及び地域住民等は、こどもを犯罪、交通事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境をつくるとともに、こどもが自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談体制)

第17条 市は、こどもが安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、こどもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民等及び関係機関と連携し、こどもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係機関の相談窓口について、周知を図るものとする。

第2節 こどもの体力向上に関する取組

(こどもの体力)

第18条 市は、こどもの体力向上を図るため、保護者及び地域住民等と連携し、こどもがスポーツ及び文化活動並びに食育をはじめとした健康な生活を営むための取組など、必要な施策を講ずるものとする。

(自由な外遊びの場の確保)

第19条 市は、こどもの体力の向上において、自由な外遊びが必要かつ重要であることを周知し、啓発するとともに、こどもの自由な外遊びの場として利用可能な場所を確保するため、地域住民等に協力を求めるものとする。

2 市は、自由な外遊びの場となる公共施設について、利用状況等を勘案しながら、場の確保へ向けた仕組みづくりを進めるものとする。

3 地域住民等は、自由な外遊びの必要性及び重要性を理解し、こどもが安全に安心して自由な外遊びの場を利用することができるよう努めるものとする。

(保護者の責任ある見守り)

第20条 保護者は、遊びが自己責任を伴うものであることを認識し、こどもに遊び場の利用ルールを遵守させ、及びこどもが安全に安心して遊ぶことができるように責任をもって見守るよう努めるものとする。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第21条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策及びこどもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、施策の推進に当たってはこれを公表しなければならない。

2 市は、この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例(平成25年ふじみ野市条例第37号)第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議(次項において「会議」という。)において定期的に状況報告をしなければならない。

3 会議は、前項の規定による報告に対する評価を市長に報告し、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会条例の廃止)

2 ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会条例(令和2年ふじみ野市条例第2号)は、廃止する。